

議題（1）ヘイトスピーチの解消に向けた国の取組

●啓発活動

- ・啓発ポスター及び啓発冊子を活用した啓発活動並びにインターネット広告等の実施
- ・外国人の人権をテーマとする人権シンポジウム，人権教室の開催
- ・法務省ホームページにおいて，特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ，ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動について紹介

●人権相談への対応等

- ・外国人住民調査の実施（平成28年度実施）
- ・6か国語（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語）に対応する外国語人権相談ダイヤルの設置
- ・6か国語に対応する外国人のための人権相談所の開設

●インターネット事案への対応

- ・インターネット事業者等との情報共有・意見交換

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

省庁名：警察庁公安課

議題（1）ヘイトスピーチの解消に向けた国の取組

警察庁においては、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、法を所管する法務省から各種広報啓発活動への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するほか、いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与するよう、各都道府県警察に指示している。

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

省庁名：総務省消費者行政第二課

議題（1）ヘイトスピーチの解消に向けた国の取組

- インターネット事案への対応
 - ・契約約款モデル条項の解説改訂の支援
 - ・インターネット事業者等との情報共有・意見交換

議題（1）ヘイトスピーチの解消に向けた国の取組

【国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）制度】

1. 平成29年11月14日、ジュネーブにおいて、各国の人権状況を定期的に審査する国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）制度に基づき、我が国の審査が行われた。我が国政府からは、外務省及び法務省を含む関係各省が出席し、前回審査のフォローアップや、我が国の自発的な取組について説明した。
2. 同審査においては、我が国の人権状況について、国連加盟国のうち、106の国・地域から発言が行われ、各国からの指摘や質問に対し、我が国政府代表団が、我が国政府の立場や取組について適切に説明した。特に、ヘイトスピーチについては、2016年に施行された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の趣旨を踏まえ、法務省はヘイトスピーチの問題について説明した一般向けの啓発冊子を作成するとともに、法務省ホームページで、この冊子のデータを掲載し、自由な閲覧と使用を可能としていること、また、日本全国、311か所の法務局及びその支局で、職員及び全国約1万4千人の人権擁護委員が、人権に関する相談や啓発活動に従事していること、2017年4月から全都道府県の50か所の法務局の窓口や電話で、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語による相談対応を可能としたこと等により、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を適切に行っていることを説明した。
3. ヘイトスピーチに関する各国の発言・勧告（概要）

イタリアよりヘイトスピーチ解消法の制定が歓迎される一方、ウズベキスタン及び北朝鮮より我が国におけるヘイトスピーチへの懸念が表明された。その他、韓国よりヘイトスピーチ解消法成立を含む日本のヘイトスピーチに関する努力に留意するとして、この問題について、国連人権メカニズムからの勧告に十分配慮することを勧告する旨の発言があった。その他、メキシコ及びシエラレオネよりヘイトスピーチを禁止及び刑罰化する法律の制定を求める勧告が、オーストラリア及びマレーシアよりヘイトスピーチへの対処について更なる取組を求める勧告がなされた。

【国連人種差別撤廃委員会による日本政府報告に対する審査】

1. 本年8月16日及び17日、ジュネーブにおいて、我が国が人種差別撤廃条約に基づき2017年7月に国連に提出した第10・11回政府報告に対する、人種差別撤廃委員会による審査が行われた。
2. 我が国政府からは、外務省及び法務省を含む関係各省が出席し、冒頭発言において、前回審査のフォローアップや、我が国の自発的な取組について説明した。
3. 審査においては、政府報告及び冒頭発言に対し、人種差別撤廃委員会委員から様々な指摘や質問があり、これに対して、我が国代表団から政府の立場や取組について説明した。特に、ヘイトスピーチについては、ヘイトスピーチに関するポスター等を各委員に配布するとともに掲示して紹介しながら、次のとおり説明した。
 - (1) 社会全体の人権意識を高め、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は許されないという認識が国民の間で広く浸透することが重要であるとの認識の下、法務省は「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会の開催、ポスター、リーフレット及び漫画啓発冊子の作成・配布並びにドラマ仕立ての啓発動画の制作等、ソフトで分かりやすい啓発活動を行っている。
 - (2) 総務省と法務省が連携し、インターネット上における差別行為等を禁止事項として規定する「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の策定を支援しており、全国の法務局において、被害者からの申告のあった人権侵害情報を確認し、状況に応じて、プロバイダ等への当該情報の削除依頼方法等の被害者への助言や違法性の認められる情報の削除要請を行っている。
 - (3) 捜査機関は、憎悪的及び人種差別的表明について、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づき、事案に応じて厳正に対処している。
 - (4) 各担当機関・部署において、広く、一般職国家公務員、地方公務員、教員、警察職員、裁判官、矯正施設、人権擁護機関、入国管理局職員及び検察庁職員等を対象とし、人種差別を含む人権問題に関する研修が実施されている。
4. 8月30日、人種差別撤廃委員会が、我が国政府報告審査を踏まえた総括所見を公表し、ヘイトスピーチ等多岐にわたる事項に関し、同委員会としての見解及び勧告が示された。
5. 総括所見におけるヘイトスピーチに関する勧告（概要）
 - ・全ての者に対するヘイトスピーチが適切に対象に含められ、十分な救済措置の提供が確保されるよう、ヘイトスピーチ解消法を改正すること

- 集会におけるヘイトスピーチの使用及び暴力の扇動の禁止，加害者への制裁確保すること
- インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチに対処するための効果的な措置をとること
- 警察官，検察官，裁判官を含む法執行機関職員に対し，ヘイトクライム及びヘイトスピーチ解消法に関する，犯罪の人種差別的動機の認定，告訴受理及び事件の捜査・起訴のための適切な方策を含む研修を行うこと
- 私人又は政治家を含む公人若しくは報道機関職員によるヘイトクライム，人種差別的ヘイトスピーチ及び憎悪の扇動に対して，捜査し，適正な制裁を科すこと
- ヘイトクライム，ヘイトスピーチ及び暴力の扇動の撤廃のため，具体的な達成目標及び措置並びに適切なモニタリングを定めた行動計画を制定すること

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

省庁名：文部科学省

議題（1）ヘイトスピーチの解消に向けた国の取組

- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行及び附帯決議について、都道府県教育委員会等に対して周知（平成28年6月20日付通知）
- 以下の機会を利用して、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨等について周知
 - ・人権教育担当指導主事連絡協議会
 - ・指導主事や教諭等を対象とした人権教育指導者養成研修（独立行政法人教職員支援機構主催）
 - ・社会教育主事等の養成講習 等
- 全国の高等学校への法務省作成ポスター「ヘイトスピーチ、許さない。」の配布
- 学校における外国人の人権尊重に関する実践事例の収集・公表
- 各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育指導資料の作成状況の把握・公表
- 学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業の実施

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：東京都

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

①当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例

②当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

別紙のとおり

③当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

(平成30年東京都条例第93号。平成30年10月15日公布)

前文

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(1) 目的<第1条>

啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となる。

(2) 都の責務等<第2条>

- 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進（第1項）
- 都は、国及び区市町村が実施する人権尊重のための取組について協力（第2項）
- 都民は、人権尊重の理念について理解を深め、都が実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努力（第3項）
- 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都が実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努力（第4項）

第2章 多様な性の理解の推進

(1) 趣旨<第3条>

都は、性自認（自己の性別についての認識のこと）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のこと）を理由とする不当な差別の解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等を推進

(2) 性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止<第4条>

都、都民及び事業者は、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

(3) 都の責務<第5条>

- (1) に基づき、基本計画を定めるとともに、必要な取組を推進（第1項）
- 基本計画を定めるに当たっては、都民等から意見を聴取（第2項）
- 都は、国及び区市町村が実施する差別解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の取組について協力（第3項）

(4) 都民の責務<第6条>

都が実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努力

(5) 事業者の責務<第7条>

事業活動に関し、差別の解消の取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する差別解消の取組の推進に協力するよう努力

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(1) 趣旨<第8条>

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第4条第2項に基づいて、法第2条に規定する不当な差別的言動の解消を図る。

(2) 定義<第9条>

「公の施設」「表現活動」

(3) 啓発等の推進<第10条>

不当な差別的言動を解消するため啓発等を推進

(4) 公の施設の利用制限<第11条>

公の施設における不当な差別的言動を防止するための利用制限について基準を策定

(5) 拡散防止措置及び事案の概要等の公表<第12条>

- 不当な差別的言動の拡散防止措置
- 事案の概要等の公表

(6) 学識経験者等で構成する第三者機関（審査会）の設置<第13条～第17条>

知事の諮問に応じて、不当な差別的言動に該当するか否か等について調査審議

(7) 表現の自由等への配慮<第18条>

表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意

施行日

公布日施行。体制整備等のため、一部の規定は平成31₁(2019)年4月1日施行

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

① 当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例

・インターネット上のもの以外について

区立公園をデモの出発地として占用許可申請を行った団体について、警察と情報共有し、ヘイトスピーチデモと思われるデモを行う可能性のある団体については、職員が現地確認して事例把握している。

なお、ヘイトスピーチデモと思われるデモの件数は、平成28年度は1件だったが、平成29年度は13件に増加した。

② 当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

・現在の取組について

平成28年8月2日から、区立公園の占用許可の際に、地域住民等に危険な状況を誘発するような行為の禁止や、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される時は許可を取り消すことがある等の条件を追加し、許可証交付時に、法務省が作成した啓発チラシを添付している。

さらに、平成30年8月1日から、占用許可申請書に、ヘイトスピーチ解消法の趣旨に反することを行わない旨の許可条件への同意欄を設けた。

・今後の取組予定について

区施設について、都が制定を進める「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において定めるものとされている、公の施設の利用制限についての基準を参考にしながら、区としての基準作りの検討を進める。

③ 当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題

ヘイトスピーチにおけるデモ活動は、自治体の境界を越えて人が集まり、区域をまたいで実行されるものも多く、警察機関を持たない基礎的自治体として、ヘイトスピーチ対策には工夫が必要と考える。

住居専用地域から、商業、準工業地域まで、地区ごとに多様な特徴を持ち、来街者も多い区の実情を鑑みて、区民や来街者への啓発活動や施設等の利用によって周囲に危険が及ぶことがないように、注意喚起をしていかななくてはならないと考えている。

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

①当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例

・インターネット上のもの以外について

本県内ではヘイトスピーチ解消法施行以後、ヘイトスピーチを伴うデモは減少していると言える。

しかし、横浜市、川崎市、相模原市で、来年度の地方議会選挙で立候補を予定している者や政党幹部による街頭宣伝活動が活発化しつつあり、今後選挙運動の自由を保障している公職選挙法の下での差別的言動が懸念される。

・インターネット上のものについて

活動家による集会や上述の街頭宣伝活動の様子が、インターネット上で動画として公開されている。活動家による言動のほか、動画の閲覧者による書き込みが差別的言動を伴っていることが多い。

②当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

・現在の取組について

人権啓発活動地方委託費を活用して、平成28年度以降、「ヘイトスピーチ許さない。」と記載したクリアファイルをプロスポーツチームと連携して作成し、人が多く集まる試合会場等で配布している。また試合会場では大型ビジョンを使用した広告も行っている。

このほか、企業関係者が集まる研修会場などでも、随時「ヘイトスピーチ許さない。」のちらしを配布し、啓発活動を展開している。

・今後の取組予定について

実効性のある取組について、現在有識者会議で意見を伺うなどしながら検討している。

③当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題

特定の当事者等に対しては、ヘイトスピーチを行ったことに対する刑事・民事上の判例が積み重ねられつつあり、一定程度の抑止につながっていると考えられるが、不特定多数を対象としたヘイトスピーチの抑止については、当事者が苦しんでいる中、どのような対策が有効なのか議論を深める必要があると考えている。

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：川崎市

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

①当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例

②当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

・現在の取組について

平成30年3月31日「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく公の施設利用許可に関するガイドライン」施行（別紙、参考資料）

・今後の取組予定について

ヘイトスピーチに特化したものではなく、人権全般に関する条例について、平成31年度中の成立に向けて取組中

③当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

① 当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、ヘイトスピーチと認定した事案が6件あります。

- ・インターネット上に、大阪市内で行われた特定の人種・民族に対する街宣・デモ活動を記録した一連の動画を投稿し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（4件）
⇒いずれも動画は削除されました。
- ・インターネット上の特定のウェブサイトの中の特定のウェブページに、インターネット上の電子掲示板に投稿された文章を編集して作成した大阪市の市民等に関する記事を掲載し、不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（2件）
⇒いずれも記事は削除されていません（※）。

※平成30年10月16日時点。

② 当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

・現在の取組について

大阪市では、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、平成28年1月18日に条例を制定・公布し、同年7月1日から全部施行しています。条例では、市民等からの申出等に基づいて、学識経験者などで構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会の意見を聴き、表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、当該表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表することとしています。

なお、条例では、表現活動を事前に規制したり、公の施設の使用を制限したりするといった規定は設けていません。

・今後の取組予定について

引き続き、条例に基づいた対応を行ってまいります。

③ 当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題

- ・インターネット上のヘイトスピーチの被害者が権利回復の活動を行う場合、訴訟を通じた発信者情報の開示請求及び損害賠償請求等を行うことになるなど、多大な負担を強いられる状況にあります。地方公共団体が、被害者の支援を目的に、発信者情報をプロバイダ等から取得しようとしても、現行法制度の下では、情報を取得できるかどうかはプロバイダ等の任意に委ねられることなどから、その対応には限界があります。この点について地方公共団体が実効性のある施策を推進するためには、国において関係法令の改正を行うなどの措置を講じることが必要です。
- ・また、地方公共団体がヘイトスピーチと認定し拡散防止措置としてプロバイダ等に要請した投稿コンテンツの削除が、プロバイダ等において着実に行われるための国の取組による支援も必要です。
- ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）において、国は地方公共団体が実施する不当な差別的言動の解消に向けた施策推進のために必要な助言その他の措置を講ずるよう努める旨規定されており、衆参両院の法務委員会における附帯決議では国及び地方公共団体はインターネットを通じて行われる不当な差別的言動を助長等する行為の解消に関する施策の実施について配慮することとされていることも踏まえ、大阪市としては、国において必要な措置を講じるよう、平成30年8月28日付けで法務大臣及び総務大臣あて要望を行ったところです。

具体的な要望内容については、大阪市報道発表資料「インターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処にかかる国への要望について」

(<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryu/shimin/0000434133.html>) をご参照ください。

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都府

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

- | |
|--|
| <p>③ 当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット上のもの以外について
「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用制限等に関するガイドライン」を策定（平成30年3月）。・インターネット上のものについて
京都府立大学への委託研究として、ヘイトスピーチを含めた人権侵害と考えられる書込等のモニタリング調査を実施。 |
| <p>④ 当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・現在の取組について<ul style="list-style-type: none">○啓発資料「ヘイトスピーチと人権」の作成○啓発ポスター及びチラシの作成○人権フォーラム（府民向け講演会等）の実施○府民市町村におけるガイドライン策定，適切運用等の支援・今後の取組について<ul style="list-style-type: none">○啓発ポスターの作成○府民市町村におけるガイドライン策定，適切運用等の支援 |
| <p>④ 当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題</p> <p>ヘイトスピーチ解消法と公職選挙法の関係。</p> <ul style="list-style-type: none">○選挙活動におけるヘイトスピーチへの対応○集会，街宣活動等においてヘイトスピーチが予測される場合の対応（国，地方公共団体の連携）○ヘイトスピーチに関する情報収集（判決，行政処分，国，地方公共団体の取組等） |

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都市

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

①当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例

- ・平成29年4月、元在特会幹部が市内の児童公園にて拡声器を用いて、「日本人を拉致するような学校がたたき出さないといけない」「子どもを朝鮮学校関係者に拉致されないよう気を付けて」などと繰り返し発言し、こうした様子をインターネットの動画サイトに投稿した。

（本件については、学校の社会的評価を害したとして、発言を行った元幹部が京都地検に名誉毀損罪で在宅起訴された。）

※平成30年4月24日京都新聞朝刊にて把握。

②当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組

- ・現在の取組について

・「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」の策定、施行

- ・法務省作成の啓発ポスター、チラシを本市公共施設に掲示・配架

- ・今後の取組予定について

今後もヘイトスピーチの解消に向けた取組を行っていく予定。

③当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題

- ・ヘイトスピーチ解消法が理念法であり、憲法との関係上どこまでの規制が許されるのか明確でない中、自治体としてはヘイトスピーチの解消に向けた実効性ある取組を実施しにくい現状がある。
- ・選挙活動の中でヘイトスピーチが行われる可能性も想定されるが、公職選挙法との関係で選挙活動を規制することはできず、自治体としては悩ましい状況である。

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

<p>①当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット上のもの以外について ヘイトスピーチを目的とした街宣やデモは把握していないが、関連するグループが、「拉致問題」をテーマに、今年6月上旬に神戸市内をデモした例はある。・インターネット上のものについて 下記②の取組により、チェックしているが、法務局を通じて、プロバイダ等へ削除要請した例はない。
<p>②当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・現在の取組について 「インターネット・モニタリング事業」を本年7月から（公財）兵庫県人権啓発協会に委託して実施。市町でもモニタリング体制の構築を図っていただき、全県的に、インターネット上の悪質な差別的書き込みの抑止を図る。 また、人権啓発イベントや啓発誌等を通じて、県民へ啓発している。 対象項目：ヘイトスピーチ、同和（部落）問題・今後の取組予定について 当面、上記モニタリング事業を継続して実施。
<p>③当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題</p> <p>上記「インターネット・モニタリング事業」を実施しているが、表現の自由の問題があり、一地方自治体では、検索時に使用するキーワードを特定することが困難である。そのため、市町に対してキーワードの開示が困難なため、市町との情報連携に支障をきたしていることから、国において、ヘイトスピーチに該当する言葉、表現を特定して欲しい。</p> <p>また、プロバイダ等への削除要請を、地方自治体が行うには、削除要請の基準や考え方が不可欠となるため、法務省から、参考となる基準なり考え方を具体的に示して欲しい。</p>

議題（2）ヘイトスピーチの解消に向けた地方公共団体の取組について

- | |
|---|
| <p>①当該地方公共団体において把握しているヘイトスピーチの実情・事例</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネット上のもの以外について
件数としては少ないが、在日韓国・朝鮮人等に対する誹謗・中傷の差別落書き事例
・インターネット上のものについて
在日韓国・朝鮮人等に対する誹謗・中傷の差別書込み事例 |
| <p>②当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none">・現在の取組について
【尼崎市インターネットによる差別書込みモニタリング事業】
インターネット上の差別的な書込みや動画を監視し、発見した書込み等が悪質な場合に削除を働きかける取組みを平成22年度より実施している。
【法の周知】
市のホームページや広報紙において法の周知等の啓発を行っており、また、多文化共生の取組みとしてヘイトスピーチをテーマとした講演会を実施している。・今後の取組予定について
庁内において、ヘイトスピーチに係る情報の共有、ヘイトスピーチ対策の検討等を行うための「尼崎市ヘイトスピーチ対策庁内連携会議」を設置しており、先進市の取組事例を参考に対策を検討していく。 |
| <p>③当該地方公共団体におけるヘイトスピーチ解消における課題</p> <p>インターネット上における人種や民族等を誹謗中傷する書込みについては、個人が特定されないことから地方公共団体から削除依頼を行っても対応されていない状況があり、対応に苦慮している。</p> |

議題（3）意見交換・質疑応答

①御意見

- 国においては、ヘイトスピーチ解消法について、日本国憲法が保障する「表現の自由」などに配慮しつつ、さらに実効性のある法律への見直しを検討されたい。
- また、インターネット上でのヘイトスピーチの拡散が問題になっていること、来年4月の地方議会選挙の活動中に、選挙運動の自由を保障している公職選挙法の下で差別的言動が懸念されることから、通信、選挙を所管している総務省とより緊密な連携を図り、ヘイトスピーチ抑止に向けた実効性のある対策を講じていただきたい。
- 東京オリンピック・パラリンピックを控え、かつ外国籍住民が増加している中、民族差別につながるヘイトスピーチの根絶や多文化共生の意識を醸成する観点から、子どもから大人まで各世代に応じた幅広い啓発活動をお願いしたい。

②御質問

- 国は、国連人種差別撤廃条約第4条を留保しています。その理由は同条は、差別的言動を法律で処罰すべき犯罪と規定しており、これが日本国憲法で保障する表現の自由に抵触するためと思われませんが、地方の条例等における制裁等の規定は、どの程度まで（例えば指導、氏名等公表、命令、過料など）許されるものとお考えでしょうか。
- 平成28年に国が実施した「外国人住民意識調査」は、今後行う予定があるのでしょうか。

議題（3）意見交換・質疑応答

① 意見

- ・インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為への対処については、情報発信者の匿名性や、インターネット上で流れた情報は、瞬時に広範囲に拡散されることから、一つの地方公共団体では、対処には限界がある。

差別行為の防止のための法的措置を含め、ヘイトスピーチに関する記事の削除や投稿者の氏名公表など、地方公共団体が行うヘイトスピーチへの対処に関し、プロバイダ等の協力が得られるよう、より実効性のある対策を講じてほしい。

- ・「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」に係る参考情報については、平成28年12月に関係地方公共団体に提供されているが、最近の状況を踏まえて改定し、新たな参考情報を地方公共団体に提供してほしい。

② 御質問

- ・アメリカのツイッター社が、ヘイトスピーチに対する規制を強化する方針を示したところであるが、日本における通信4団体の同様の動きについて、把握していることがあれば教えてほしい。

- ・また、ヘイトスピーチの継続的な実態把握を行うことを検討するとされていたが、その状況について教えてほしい。仮に把握されているならば、現在のヘイトスピーチの状況等、提供可能な情報をいただきたい。

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都府

議題（3）意見交換・質疑応答

① 意見

ヘイトスピーチ解消法と公職選挙法の兼ね合いについて、法務省と総務省の間で整理していただき、各地方公共団体に周知をお願いしたい。

② 御質問

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：京都市

議題（3）意見交換・質疑応答

①御意見

②御質問

国としては、ヘイトスピーチの解消に向けた取組の実効性の確保について、どのようにお考えか。

また、選挙活動とヘイトスピーチの関係について、どのように対策を講じるべきとお考えか。

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：兵庫県・神戸市

議題（3）意見交換・質疑応答

①御意見

平成28年6月に「本邦外国出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、国、各自治体においてヘイトスピーチに対するさまざまな取組みが行われています。しかしながら不当な差別的言動は後を絶たず、特にインターネット上では、現在も差別的な投稿が見受けられます。

ヘイトスピーチの解消に向けた施策に関しては全国一律の対応が必要であり、国におかれては、ヘイトスピーチに関するさまざまな問題（判定基準を含む）に対応する制度設計を行っていただき、一人一人の人権が尊重される社会の実現を図るため、人種や国籍等に係る差別をあおる表現行為の根絶に向けた適切な措置を講じられるよう要望します。

②御質問

議題（3）意見交換・質疑応答

①御意見

- ・インターネット上におけるヘイトスピーチの対応について

インターネット上には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にあたる内容の表現が多数書き込まれているが、特定の個人を対象としていない場合は被害者を特定できず、現実的には削除ができない状況にあるため、国においては法的な措置も含めた対応についてご検討いただきたい。

- ・公の施設の利用制限についての考え方について

ヘイトスピーチにかかる公の施設等の使用の制限については、ヘイトスピーチ解消法には直接の禁止規定はないが、施設管理上は想定される事態であり、また、公共施設の利用制限については慎重な意見もあることから対応に苦慮している。

事前規制の基準を設けている先進自治体もあるが、各自治体における運用に差が生じることも懸念しており、国において公の施設等の施設の制限に関するガイドラインの策定をご検討いただきたい。

②御質問

第2回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：福岡県

議題（3）意見交換・質疑応答

①御意見

②御質問

- ・ 平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に係る参考情報を提供いただいたが、今後、この参考情報を踏まえたガイドライン等を示されるのか。

議題（3）意見交換・質疑応答

①御意見

- 平成28年の新法施行時に、地方自治体向けへ参考情報として提供された『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』に係る参考情報は、自治体ごとのヘイトスピーチへの対応を検討する上で、重宝され、活用されているものと思慮されます。
今後とも、ヘイトスピーチの事例や公共施設の判断基準など、各自治体ごとの対応を検討する上で、有益と思われる情報や指針などございましたら、お示しいただけると幸いです。

②御質問

- 国連人種差別撤廃委員会の勧告（平成30年8月30日）を受けて、現時点で法改正を含めた具体的な対応を検討されていますか。